

平成30年度東部地区環境教育研究協議会実施報告

1 期 日 平成30年7月23日（月）

2 会 場 埼玉県立総合教育センター 611研修室

3 目 的

平成24年10月1日に完全施行された「環境教育等促進法」では、学校教育における環境教育の充実として、①教育活動における環境配慮の努力義務、②学校教育における環境教育の一層の推進が求められている。

このことを踏まえ、持続可能な社会を構築するため、各校の取組の内容とその成果及び課題を発表し、共有するとともに、環境教育を充実させる取組について研究協議を行い、各校、各市町における環境教育の改善及び充実を図る。

4 内 容

(1) 全体会 I

- ①情報提供（埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課）
- ②実践発表（杉戸町立杉戸中学校）
- ③指導講評及び情報提供
（埼玉県立総合教育センター江南支所）



杉戸町立杉戸中学校の実践発表スライド



総合教育センター江南支所の情報提供



分科会の様子

(2) 分科会

- ◆第1分科会：中学校部会
- ◆第2分科会：小学校部会

- ①レポートをもとに各校の実践発表
- ②研究協議

【研究協議題】

「環境教育等促進法を踏まえ、持続可能な社会を構築するための学校教育における環境教育を充実させる取組の成果と課題について」

(3) 全体会Ⅱ

- ①分科会別研究協議内容発表
- ②指導講評（埼玉県立総合教育センター江南支所）



5 指導者から

○環境教育については、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材をはぐくむことが大切であり、環境教育を通じて、人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することを目指す。

○学校における環境教育の取組における留意事項

（発達への配慮）

- ・小学校低学年は、体験や感性が重要。
- ・学年が上がるに従い、重点とするねらいが「課題発見と解決へ向けての実践力」「行動を通じて思考・判断する能力」等へと変化する。

（学校全体での取組）

- ・全教職員が学校教育の中で環境教育についてどのように取り組み、実践するかについて共通理解する。
- ・学年間、教科間での連携を積極的に図る。

（地域・家庭との関わり）

- ・地域の身近な問題に目を向け、身近な活動から学習を始める。
- ・家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に活かす。

○環境教育で期待されること

- ・環境問題の解決には、子供の頃からの正しい認識が必要。
- ・身近な事柄への関心や対処の仕方などについて基礎・基本を身に付けさせる教育が期待される。

6 参会者の感想から

- ・一部の教員に負担をかけるのではなく、教員間の連携、情報の共有をうまく行い、全体で取り組むことが改めて大切だと感じた。
- ・これからの環境教育を充実させていくためには、一部の人だけでなく、家庭や地域、そして、企業も巻き込んだ活動を進めていくことが必要だと強く感じた。
- ・生徒に活動させただけに終わる環境教育ではなく、環境を守る意義を知り、守ろうとする心の面を育てていけるとよいと思う。
- ・「環境について何をするか」を目的にするのではなく、「体験を通して環境に関して考えをもてる子、その考えに基づいて実行できる子を育てること」が目的であると再確認できた。